

千葉市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月26日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第48号

千葉市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市下水道条例施行規則（昭和38年千葉市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2及び第6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。